

こども見守り隊事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地域の学校及び子どもを地域全体で見守ることにより学校及び子どもの安全を確保するための事業（以下「こども見守り隊事業」という。）に対し補助金を交付することにより、子どもたちが安全で安心して健やかにはぐくまれる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(対象団体)

第2条 補助金の交付の対象となる団体（以下「団体」という。）は、次に掲げる団体とする。

- (1) 旧地域で守る学校の安全対策推進事業補助金交付要綱（平成14年4月1日制定）に基づく補助金の交付を受けた団体
- (2) 市内の地区連合自治会（以下「連合自治会」という。）
- (3) 連合自治会を中心に組織された団体
- (4) その他市長が特に認めた団体

(対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、前条各号に定める団体が小学校区の地域を対象に実施するこども見守り隊事業で、次に掲げるものとする。

- (1) 防犯パトロール
- (2) 保護立番
- (3) 防犯情報の発信及び伝達
- (4) 防犯マップの作成及び更新
- (5) 防犯意識の啓発
- (6) その他市長がこども見守り隊事業として実施することが適当と認める事業

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条に規定する補助事業に係る別表左欄に掲げる経費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費のうち、別表左欄に掲げる経費ごとに、同表中欄に掲げる割合を乗じた額の合計額（1,000円未満の端数は切り捨てる。）を限度として、予算の範囲内で市長が決定する額とする。ただし、1会計年度につき1団体当たり同表右欄に掲げる金額を限度とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする団体の代表者は、こども見守り隊事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければ

ならない。

- (1) こども見守り隊事業計画書（様式第2号）
- (2) こども見守り隊事業収支見積書（様式第3号）

（補助金の交付決定）

第7条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金交付の可否を決定し、速やかにその旨をこども見守り隊事業補助金交付可否決定書（様式第4号。以下「可否決定書」という。）により申請者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第8条 補助金は、補助事業が完了した後に交付する。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、補助事業完了前に補助金の全部又は一部を交付することができる。

（補助金の交付請求）

第9条 補助金の交付決定を受けた団体の代表者は、前条の規定により補助金の交付を受けようとするときは、こども見守り隊事業補助金交付請求書（様式第5号）に可否決定書の写しを添付して市長に提出しなければならない。

（事業の実績報告）

第10条 補助金の交付決定を受けた団体の代表者は、補助事業の完了後速やかにこども見守り隊事業実績報告書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) こども見守り隊事業収支決算書（様式第7号）
- (2) 補助事業の実施に要した経費の領収証の原本又はこれに類する書類
- (3) 補助事業の記録写真
- (4) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定の取消し等）

第11条 市長は、補助金の交付を受けた団体が不正な手段により補助金の交付決定若しくは補助金の交付を受けたとき、又は補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件に違反したときは、補助金の交付決定を取り消し、又は変更するとともに、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（補則）

第12条 市長は、団体が補助事業の企画及び実施に関して助言又は情報の提供を希望する場合は、当該団体に対して必要な助言等の支援を行うものとする。

2 この要綱に規定のない事項は、姫路市補助金等交付規則(昭和43年姫路市規則第60号)の規定によるものとし、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 地域で守る学校の安全対策推進事業補助金交付要綱（平成14年4月1日制

定)は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年3月15日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。

3 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年3月22日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の様式第5号の規定は、令和3年度分以後のこども見守り隊事業補助金交付請求について適用し、令和2年度分以前のこども見守り隊事業補助金交付請求については、なお従前の例による。

別表（第4条、第5条関係）

経費	割合	限度額
用品の購入に係る経費		
印刷製本に係る経費		
消耗品の購入に係る経費		
会議の開催に係る経費		
ボランティア保険に係る経費		
青色防犯パトロール車の維持に係る経費 （道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第62条第1項前後に規定する継続検査に要する経費（部品交換費、税金その他諸経費を含む。以下「継続検査費」という。）及びタイヤ交換に要する費用並びに事故及び故障に伴う修理費を除く。）	10 / 10	15万円
その他市長が特に必要と認める経費		
青色防犯パトロール車の継続検査費及びタイヤ交換に要する費用並びに事故及び故障に伴う修理費	1 / 2	5万円
その他市長が特に必要と認める経費		